

地方独立行政法人県立多治見病院
病院駐車場運営管理委託事業
仕 様 書

平成30年6月

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

目 次

第1章 総 則	1 頁
1. 仕様書の位置づけ	1 頁
2. 運営管理委託対象駐車場	1 頁
第2章 管制システム等要求水準	1 頁
1. 駐車場管制システム	1 頁
(1) 入口表示灯	1 頁
(2) 総合満空表示灯	1 頁
(3) 駐車券発券機	1 頁
(4) カーゲート	2 頁
(5) バーキャッチャー	2 頁
(6) 事前精算機	2 頁
(7) 割引認証機	2 頁
(8) 出口精算機	2 頁
(9) 非接触ICカード読取機	3 頁
(10) 出庫警報装置	3 頁
(11) ループコイル	3 頁
(12) ループ感知器	3 頁
(13) フラップ式自動料金精算機・フラップ装置	3 頁
(14) 信号制御盤	3 頁
(15) 案内板	3 頁
(16) 管理事務所	4 頁

【駐車場管制システム機器想定数】	4 頁
2. 機器保守・メンテナンス	4 頁
第3章 駐車場運営管理体制	5 頁
1. 駐車場運営管理	5 頁
(1) 常駐係員	5 頁
(2) 遠隔監視対応	5 頁
(3) 駐車場管理免責事項の表示	5 頁
(4) 防犯体制	5 頁
(5) 事故処理	6 頁
(6) 日常的メンテナンス	6 頁
(7) 定期報告・業務改善	6 頁
【駐車場利用料金】	6 頁
【駐車場利用料金減免基準】	6 頁

第1章 総 則

1. 仕様書の位置づけ

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院駐車場運営管理委託事業仕様書は、岐阜県立多治見病院の来院者用及び病院関係者用の駐車場の運営管理委託事業の事業遂行に係る具体的な指針及び当法人が要求する業務水準を示すものである。

2. 運営管理委託対象駐車場

本事業において委託を行う駐車場は以下のとおりとする。

駐車場名	場 所	駐車可能台数	備 考
東側立体駐車場	第2駐車場に新設	300台以上	
西側立体駐車場	保育所・第6駐車場に新設	200台以上	患者・職員兼用
おもてなし第1駐車場	正面玄関前（障がい者用）	11台	現状フラップ式
第3駐車場	第2駐車場北	73台	患者・職員兼用
第4駐車場	第3駐車場西	34台	職員専用
第5駐車場	第4駐車場西	50台	職員専用

- ※ 第1駐車場及びおもてなし第2駐車場は新中央診療棟建設予定地となるため委託対象に含めない。また、中央診療棟解体後に平面駐車場を整備するが、今プロポーザルでの委託対象には含めない。なお、おもてなし第1駐車場も、中央診療棟跡地に作られる平面駐車場と同時に再整備する予定。

第2章 管制システム等要求水準

1. 駐車場管制システム

駐車場管制システムに係る仕様については、以下のとおりとする。ただし、同等以上の他のシステムによる提案を行うことを妨げるものではない。

(1) 入口表示灯

- ① 各駐車場入り口に設置し、駐車場の入口を示すとともに、「空車／満車」の表示が行えること。
- ② 満車時には「満車」表示を行い、満車が解消された場合は自動的に「空車」への切り替え表示が可能なこと。

(2) 総合満空表示灯

- ① 各患者用駐車場の満空状態を、自立型表示灯で一覧表示すること。当面表示する駐車場は立体駐車場2棟、第3駐車場及びおもてなし第1駐車場であるが、将来的な駐車場増設等に対応できるよう予備の表示スペースを2つほど確保すること。

(3) 駐車券発券機（外来用ゲート式）

- ① 各駐車場入り口に設置し、利用者に対し駐車券を発行する。車路に埋設したループコイル等により車両を感知した状態で、押しボタン操作により駐車券を発行する。
- ② 使用する駐車券は磁気式とし、駐車券の表(裏)には入場年月日時刻、駐車場内の注意事項及び病院が支持する内容が記載できること。
- ③ カーゲートと連動し、駐車場入り口の無人制御を行うこと。
- ④ 駐車券の発行は車両センサーの管理を必須条件とし、車両なしでの発行はできないこと。
- ⑤ 停電時に時刻データ、システム設定をバックアップし、停電の累計で1年以上はバックアップができること。また、電源復旧の際は人手を要することなく自動復旧すること。
- ⑥ メンテナンスが容易であること。

- (4) カーゲート
- ① 車路を遮断するように設置し車両の通行規制を行い、ゲートバー方式であること。
 - ② カードリーダーからの信号でゲートバーの制御を行い、車両通過後は車路に埋設されたループコイルによる車両検知にて自動でゲートバーの閉処理を行うこと。
 - ③ ゲートバーの落下防止センサーがあること。
 - ④ 破損時にゲートバーの交換が簡単に行えること。
 - ⑤ 停電時及び非常時に、手動で簡単にゲートバーの開閉が行えること。
- (5) バーキャッチャー
- ① カーゲートのゲートバー開閉に連動し、ゲートバー先端の保持及び開放を自動的に行うこと。
 - ② ゲートバー開閉に先端を水平位置で保持して不正行為を防止すること。
- (6) 事前精算機
- ① 外来駐車場出口での精算待ち混雑を防止するため、乗車前に院内又は駐車場付近で駐車料金の精算処理が行えること。
 - ② 設置場所は会計窓口等とし、当法人の指示に従うこと。
 - ③ 駐車券を投入すると、画像表示及び音声案内で分かりやすく駐車料金を案内し、料金精算できること。
 - ④ 精算済みの駐車券は「この駐車券は出口で必要です。」等とアナウンスを行い、返却すること。
 - ⑤ 精算済みの駐車券には出場許容時間を書き込むこと。許容時間内であれば出口では精算済み駐車券の投入のみで出場が可能となり、許容時間を超過した場合は出口で再精算を促すこと。
 - ⑥ 使用可能な硬貨及び紙幣は、10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨、千円札、5千円札及び1万円札とする。その他無料サービス券での精算も可能とすること。
 - ⑦ 釣銭は硬貨及び紙幣により自動払い出しを行うこと。
 - ⑧ 領収書の発行が可能であること。
 - ⑨ 料金設定の変更が即時に可能であること。
 - ⑩ スタンプや割引券による料金割引処理に対応できること。
 - ⑪ 精算機記録及び集計記録をジャーナルテープ等に記録させること。
 - ⑫ ユニバーサルデザイン仕様となっていること。
 - ・車いすに乗ったままでも精算可能であること。
 - ・指が不自由な方でも投入しやすい硬貨トレーが設置されていること。
 - ・指が不自由な方でも釣銭硬貨が取りやすい受け皿が設置されていること
 - ⑬ 契約期間中に発生する新硬貨及び新紙幣にも迅速に対応ができること。
- (7) 割引認証機
- ① 病院出入口付近、院内の会計窓口等に設置し、病院利用者への割引を行うために駐車券に認証を行えること。
 - ② 認証済みの駐車券には、認証済みの印を付加すること。
 - ③ 駐車券の認証は1回限りとし、認証済みの駐車券が挿入された場合は受け付けないこと。
- (8) 出口精算機
- ① 外来駐車場出口に整備し、利用者に対し駐車料金の精算処理が行えること。
 - ② 駐車券を投入すると、画面表示及び音声案内で分かりやすく駐車料金を知らせ料金精算ができること。
 - ③ 事前精算機で精算済みの駐車券で、出場許容時間の範囲内であれば、速やかにゲートバーを開放すること。
 - ④ 出場許容時間を超過した場合又は未精算の駐車券は、設定された料金内容に従って計算を

行い、精算を促すこと。

- ⑤ 使用可能な硬貨及び紙幣は、100円硬貨、500円硬貨、1000円硬貨、5000円硬貨及び千円札とする。その他無料サービス券での精算も可能とすること。

なお、2千円札、5千円札、1万円札については釣銭が多くなるため、防犯上使用不可とする。

- ⑥ 釣銭は硬貨により自動払い出しを行うこと。
- ⑦ 領収書の発行が可能であること。
- ⑧ 料金設定の変更が即時に可能であること。
- ⑨ スタンプや割引券による料金割引処理に対応できること。
- ⑩ 精算機記録及び集計記録をジャーナルテープ等に記録させること。
- ⑪ 防犯対策としてガードボックスを設置すること。
- ⑫ 第3章1. (2)に掲げる遠隔監視対応が可能なこと。
- ⑬ 契約期間中に発生する新硬貨及び新紙幣にも迅速に対応ができること。
- ⑭ 出口精算機の設置場所には、駐車券や紙幣が雨で濡れなくかつ夜でも見やすくするために、照明付きの雨除けを設置するなどの対策をとること。

(9) 非接触ICカード読取機

- ① 職員用駐車場の出入口のカーゲート付近に設置すること。なお、乗車の状態でICカードの読み取りができるようにすること。
- ② 職員用として指定したICカードを読み取り、料金を投入することなくカーゲートを開放すること。

(10) 出庫警報装置

- ① 駐車場出口部に設置し、路外の走行車両・歩行者に対して出場車両の接近を知らせ、注意を促す装置であること。
- ② 出庫表示及び「車が出ます」等の音声とライトの点滅等で分かりやすく注意を促すこと。また、タイマー等により出庫後自動で警報が解除されること。

(11) ループコイル

- ① 車路に埋設し、ループ感知器と接続して車両の検出を行うこと。
- ② ループ感知器から一定の高周波信号電流を流し、車両の接近を検出すること。

(12) ループ感知器

- ① 所定の方法で埋設されたループコイル上を車両が通過・移動した場合、車両の存在確認を行うこと。
- ② 感知対象は、四輪軽自動車以上の車両とし、感知速度はループコイル状に0.1秒以上位置することによる。

(13) フラップ式自動料金精算機・フラップ装置

ゲートバー方式が使用できない場合は、フラップ方式による車両管制方式による。仕様については、下記に定めるもののほかは、ゲートバー方式に準ずるものとする。

- ① 駐車券発券機能を有し、精算時は駐車券を投入することにより、画面表示及び音声案内により所定の車両の駐車料金を知らせ料金精算ができること。
- ② フラップ版は車両の前方設置方式で、入庫後、所定の時間経過により上昇、精算完了後、速やかに下降し、出庫が可能になること。

(14) 信号制御盤

総合満空表示灯の満空表示信号の受信制御を行うこと。

(15) 案内板

- ① 外来駐車場入口の駐車券発行機、出口精算機（外来駐車場）、集中精算機（外来用フラップ式）の付近に料金体系、出庫が出来ない場合等の内容を説明する案内看板を設置すること。
- ② 利用者に分かりやすい内容、車中からでも見やすい位置に設置すること。

(16) 管理事務所

集金事務、書類作成業務等のため、駐車場内の支障とならない場所に管理事務所を設置することができる。なお、設置に要する費用は管理者の負担とする。

【駐車場管制システム機器想定数】

機器名称	台数	単位	その他
総合満空表示灯	1	基	病院入口付近
入り口表示灯	5	台	各駐車場入口に1台（おもてなし除く）
駐車券発行機	4	台	各駐車場入口に1台（職員専用除く）
カーゲート	7	台	各駐車場出入口（おもてなし除く）に設置（立体駐車場は出口と入口で2台）
バーキャッチャー	7	台	
事前精算機 （ユニバーサルデザイン仕様）	2	台	病院内又は病院出入口付近
割引認証機	10	台	
出口精算機	4	台	患者用駐車場出口に1台（フラップ式集中精算機含む）
出庫警報装置	5	台	各駐車場出口に1台
外来用フラップ式自動料金精算機	適宜	台	フラップ式設置した場合
非接触ICカード読取機	8	台	職員駐車場＋西側立体駐車場用出入口
非接触ICカード	300	枚	
ループコイル	10	面	
ループ感知器	10	台	
信号制御盤	1	台	
案内板	10	式	

※ 現状利用している駐車場管制システムは、管理委託業者所有。

2. 機器保守・メンテナンス

駐車場管制システムの機器の保守メンテナンスに係る仕様については、以下のとおりとする。ただし、同等以上の保守メンテナンス提案を行うことを妨げるものではない。

＜駐車場管制システムの保守・メンテナンス＞

- ① 駐車場管制システムの機器が円滑に運用できるように、四半期ごとに定期点検を行うこと。
なお、事前に点検日を通知すること。
- ② 機器故障等緊急時には直ちに当法人に報告するとともに、緊急修理を行うこと。この費用は保守メンテナンス業務に含めるものとする。
- ③ 常駐係員による日常的な点検業務を行い、簡易的な機器障害についてはその場で解決できるようにすること。
- ④ 故障等により部品交換の費用が発生した場合は、1件5万円（税別）以下の部品代については、事業者の負担とする。
- ⑤ 駐車場管制システムの管理運用に必要な駐車券、ジャーナル記録紙類、サービス券・定期券類の消耗品、及びループコイル、照明管球等の消耗部材品類の費用については、本業務には含まないものとする。

第3章 駐車場運営管理体制

1. 駐車場運営管理

駐車場の運営管理に係る基本仕様については、以下のとおりとする。ただし、同等以上の運営管理体制の提案を行うことを妨げるものではない。

(1) 常駐係員

(1) 誘導係員：5名

- ① 誘導係員は警備業法第2条第2号に定める業務を行うことを条件とする。
- ② 業務日時は、当法人外来診療日、以下のとおりとする。
 - ・ 7：00～16：00 1名（管理責任者 休憩1時間含む）
 - ・ 8：00～12：00 2名（主に東側及び西側立体駐車場）
 - ・ 9：00～13：00 1名（主に東側立体駐車場）
 - ・ 13：00～17：00 1名（主に病院正面）
- ③ 駐車場が円滑に運営できるよう誘導及びそれに付随する発券精算補助業務を行うこと。
- ④ 事前精算機及び出口精算機の現金回収、消耗品の管理を行うこと。なお、駐車場精算機内の売上金回収は現地係員が行い、収入金の運搬業務については警備業法第2条第3号に基づくものとする。
- ⑤ 釣銭用の硬貨及び紙幣を用意すること。また、釣銭の精査を行い、必要があれば補充を行うこと。
- ⑥ 外来駐車場入出庫利用台数、売上金のデータは月次でまとめ、翌月16日までに報告すること。
- ⑦ 必要に応じて売り上げジャーナルの精査を行い、定期的に監査を実施すること。
- ⑧ 機器のトラブル等により料金の手徴収が必要となった場合は、所定の駐車場料金を徴収すること。また、領収書が必要な利用者には手書きの領収書を発行すること。
- ⑨ 常駐時間帯の駐車場トラブルの一時対応を行うこと。

(2) エスコート・介助補助員：2名

- ① 業務日時は、当法人外来診療日、以下のとおりとする。
 - ・ 8：00～12：00 2名（病院玄関前、おもてなし第1駐車場）
- ② 病院入口周辺にて来院者のご案内及び身体の不自由な方の介助補助業務を行うこと。
- ③ 介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー2級研修相当）又はサービス介助士取得者以上の介助補助資格者であること。又は同等の実務レベルの者を最低1名必ず配置すること。
- ④ 誘導係員と連携し、必要時には誘導員の業務を補助すること。

(2) 遠隔監視対応

- ① 出口精算機（フラップ集中精算機含む）に問い合わせ及びトラブル対応用のインターホン、状況確認用カメラを設置し、コールセンタにて24時間365日対応を行うこと。
- ② トラブル等でゲート（フラップ板）が開かない（下がらない）場合には、迅速に遠隔にてゲートを開け（フラップ板を下げ）出庫が出来ること。
- ③ 駐車券紛失、駐車券読み取り不良時には、入庫時間の確認により、遠隔操作にて精算できる仕組みであること。
- ④ 領収証の遠隔発行が可能であること。

(3) 駐車場管理免責事項の表示

車両盗難や車上荒らし及び利用者の責めによる事項等に関する事項を、免責事項として看板等に表示し、利用者に明らかにすること。

(4) 防犯体制

鋼鉄製のガードボックスを設置するなど、精算機の盗難防止のための措置を万全にすること。

(5) 事故処理

駐車場内での利用者同士の事故については、利用者同士で解決を図るよう説明すること。また、器物破損については、事案に応じ、当法人と共同して対処すること。

(6) 日常的メンテナンス

駐車場内の清掃等、日常的メンテナンスを行うよう努めること。

(7) 定期報告・業務改善

駐車場の管理状況及び改善提案等を定期的に報告すること。また、定期報告の打合せの際は、事業者が議事録を作成し、翌週末までに当法人に議事録を提出すること。

(参考情報)

【現行駐車場利用料金表】

1. 駐車場の利用料金は、次のとおりである。

区 分	単 位	金 額
受診者	1台につき	<ul style="list-style-type: none"> ・入庫～5時間まで1000円。ただし、入庫～30分まで無料 ・以降1時間ごとに1000円 ・1日(24時間)の限度額は1000円
受診者以外の者	1台につき	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間1000円。ただし、入庫～30分まで無料 ・1日(24時間)の限度額は1000円

2. 駐車場利用料金の減免基準は、次のとおりである。

減免対象者	減免要件	減免後の料金
身体障がい者(児)	身体障害者手帳を提示した場合	要件に対し1台無料
知的障がい者(児)	療育手帳を提示した場合	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を提示した場合	
原爆被爆者	被爆者健康手帳を提示した場合	
入院家族付添者	付き添い届を提出し許可を得た場合	
病院が主催又は依頼した講演会・カンファレンス等の参加者及び特に必要と認めた者	病院が案内した文書等で院長決裁を受けた場合等	
報道機関の取材等	社員証等を提示した場合	
病院ボランティア	病院が承認した事業等に従事する場合	
障がい者の入院者(当日のみ)	障害者手帳等を提示した場合	
緊急入院者(当日のみ)	入院を確認できる書類を提示した場合	
病院が主催する各種講座の参加者	受講が確認できる書類等を提示した場合	
病院が依頼した患者の関係者	病院の要請により来院したもので、病院発行の証明書を提出した場合	
入院患者の家族	家族が入院した場合	
診断書及び証明書手続き者	会計時に確認できた場合	

※ 当法人の駐車場管理者が運営上必要と判断した場合は、利用料金を免除できるものとする。

3. 運用

上記のとおり料金表及び減免基準を定めているが、実際には以下の運用をしている。

受診者：10時間まで100円の減免（手帳保持者で受診者：無料）

入院当日：10時間まで100円の減免（2日からは減免なし）

一般の方（手帳保持者であっても）の面会は減免なし。